

守谷市教育委員会定例会会議録 令和3年7月

1 日 時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分～午後2時20分

2 場 所 守谷市役所2階全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

参事	奈幡 正
教育部次長兼学校教育課長	小林 伸稔
生涯学習課長	福島 晶子
教育指導課長	古橋 雅文
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	石川 みどり

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第26号	守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について
議案第27号	守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について
議案第28号	守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について
議案第29号	令和4年度使用小学校教科用図書の採択について
議案第30号	令和4年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第31号	令和4年度使用小学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択について
議案第32号	令和4年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択について

(2) その他

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会委員の選出について

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に萩谷委員を指名する。
3	議決事項	教育長 生涯学習課長	議案第26号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について」説明を求める。 本案は、市が運営費を補助し、法人又は団体等が実施する民設民営児童クラブに関し「守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。 現在、市が運営する公設児童クラブは、主に職員や設備の要件など、条例に定める最低基準をもとに運営されています。来月から公募を予定している民設民営児童クラブについても、条例に基づく運営が必要になりますが、事業者が運営主体となって事業を実施するに当たり、基本となるルールを定めるものです。 ここで、事前に委員からご質問をいただきましたので、併せて説明させていただきます。 民設民営児童クラブは公設児童クラブとは違い、事業者の裁量で最低基準以上の「開所日数」や「開所時間」に変更が可能であり、また、公設ではできない学習塾や習い事などの付加価値型サービスの提供も可能です。また、来年度は、1施設の開所を予定していますが、学区を問わず利用児童が在籍する小学校まで事業者が迎えに行くことを事業実施の条件にしています。 事業期間につきましては、補助金交付の性質上、単年度ごとの事業になりますが、次年度以降の継続も見込んだ選定をしたいと考えています。 この要綱に定めのない詳細な取扱いについては、内部規定を設けるなどの対応をします。

寺田委員	要綱第2条第1項第1号の説明において、連続して4時間以上働いている方が優先されるとあったが、非連続（2時間＋2時間）で通算4時間の就労条件でも利用可能ということによいか。
生涯学習課長	連続で働いている方が優先されますが、ご指摘の非連続の就労であっても、いろいろな事情があると思われますので、優先枠の対象となるよう検討していきます。
椎名委員	いじめが起きた場合には、最終的には各学校が主体となって対処することが求められるため、いじめが起きたときの対処や学校への報告等については、事業者と学校とで綿密に行ってほしい。
生涯学習課長	事業者は、事故や問題が起きた場合には、市へ事故報告が必要になりますが、さらに、事業者と学校が連携して対処できるように、必要な対策を講じたいと思います。
教育長	現状について、報告してほしい。
参事	現在、児童クラブと学校との連携は、比較的できているものと認識しています。放課後の生活であっても、いじめは学校の内外を問わないということは児童クラブの支援員も認識しており、支援員から学校にいじめの情報が上がることもあれば、保護者を通して学校がいじめを把握することもあり、結果として学校と支援員が連携して、いじめを認知し調査を進めることもあります。 椎名委員のご指摘のとおり、いじめが起きたときの対処や学校への報告の必要性について、あらかじめ事業者に対し十分に説明を行い、さらに、学校の内外を問わず学校が主体となって、いじめに関して対応することが大切なことだと考えております。
教育長	議案第26号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決

教育長	議案第27号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、市が児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う事業者に対し補助金を交付することについて、守谷市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。 補助金の額は、放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく事業の経費を対象に、国が定める基準額を基に算出され、国・県・市の負担割合は3分の1ずつとなります。この国が定める基準額を上回って支出した経費については、事業者の負担となりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る消耗品費等の経費が増加することを考慮し、市独自に補助対象経費として消耗品費加算額を設定しています。 事前に委員から、補助金交付事務を取り扱う職員の負担が増えるのではないかとといったご心配をいただいております。確かに、申請書等の内容確認や定期的な現地調査が必要になることから事務量の増加はありますが、現在でも、公設児童クラブの運営業務を民間に委託しており、すでに同様の業務が日常的にあるため、事業者数のピークを迎える5・6年後に向けて、事業内容や量の変化を見ながら、業務に当たる職員の人員構成や事務分担等について、検討してまいりたいと思います。 この要綱に定めのない詳細な取扱いについては、内部規定を設けるなどの対応をします。
椎名委員	要綱や様式中の「障がい」の表記について、漢字の「障害」と平仮名の「障がい」の両方が確認できるが、平仮名で統一した方が良いのではないかと。
生涯学習課長	国の法令等において漢字で表記されている部分以外については、市の庁議の決定どおり平仮名の表記にします。
教育長	議案第27号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について」採決する。

採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第28号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、民設民営児童クラブ運営事業費補助金を交付する事業者を選考する委員会の設置について必要な事項を定めるものです。選考委員会は副市長を委員長とした組織で、応募があった事業者の評価及び選考をしていただくことが主な役割となります。 選考委員会の委員のうち学識経験を有する者として、財務を審査していただく中小企業診断士、児童クラブの運営に精通している前公設児童クラブの統括責任者の2名を候補として考えています。 また、このほかの外部委員として、守谷市PTA連絡協議会から児童クラブ利用者又は利用経験者の保護者の方1名を選出していただくことを考えております。 会議において、公募型プロポーザルの募集及び選考を予定していますので、選考基準の確認及び書類審査、さらにはプレゼンテーション審査など、8月の上旬から10月中旬頃までの間において、3回程度の会議開催を考えています。 なお、この要綱についてご承認をいただきましたら、後ほど、選考委員会の委員として教育委員1名の選出をお願いしたいと考えています。
質疑等	特になし
教育長	議案第28号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について」採決する
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第29号「令和4年度使用小学校教科用図書採択について」説明を求める。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

	31年法律第162号)第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則(昭和30年教委規則第3号)第13条に基づき審査経過は非公開とする。
教育長	議案第29号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第30号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」説明を求める。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則(昭和30年教委規則第3号)第13条に基づき審査経過は非公開とする。
教育長	議案第30号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第31号「令和4年度使用小学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択について」説明を求める。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則(昭和30年教委規則第3号)第13条に基づき審査経過は非公開とする。
教育長	議案第31号「令和4年度使用小学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第32号「令和4年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択について」説明を求める。

4 その他		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。
	教育長	議案第32号「令和4年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」採決する。
	採決結果	全員賛成可決
	教育長	先ほどの議事により、議案第28号「守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について」が可決されたため、第3条の規定に基づき選考委員会の委員1名を教育委員の互選で選出したい。
5 閉会宣言	事務局	参考に申し上げますが、市の各種審議会委員等の選考に関する運用基準では、委員等の女性の登用の割合を努力目標として30%以上としていますので、選出のご参考にしていただければと思います。
	教育長	互選により萩谷委員を選出する。
	教育長	次回の定例会の日程 ・日時 令和3年8月25日（水） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 午後2時20分 閉会を宣言

会議録署名人

萩谷直美